

議案第 23 号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する
規則中改正)

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和 4 年 4 月 21 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則
の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則 (平成 20 年横須賀市教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

題名中「市民部長」を「民生局地域支援部長」に改める。

第 1 条中「市民部長」を「民生局地域支援部長 (以下「地域支援部長」という。) 」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分及び第 3 条中「市民部長」を「地域支援部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

組織改正に伴う所要の条文整理のため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(委任の範囲)

第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第 3 条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

民生局地域支援部長

教育委員会の権限に属する事務の一部を~~市民部長~~に委任する規則

(趣旨) 民生局地域支援部長 (以下「地域支援部長」という。)

第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務の~~市民部長~~への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

地域支援部長

(委任事項)

第2条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、その権限に属する社会教育に関する事務のうち、次に掲げる事務を~~市民部長~~に委任する。

- (1) コミュニティセンター条例(平成19年横須賀市条例第58号)第2条に規定するセンターを生涯学習の利用に供すること。
- (2) 定期講座、講習会、講演会等を開催すること(教育委員会が行うものを除く。)
- (3) 生涯学習に関する情報の収集及び提供を行うこと(教育委員会が行うものを除く。)
- (4) 図書館条例施行規則(昭和49年横須賀市教育委員会規則第6号)第7条第1項に規定する配本所(コミュニティセンターに設置するものに限る。)に係ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、生活文化の振興、福祉の増進に寄与すること。

(権限委任の留保)

第3条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条の規定により~~市民部長~~に委任した事務を自ら行うことができる。

地域支援部長